

## 第二章 日露戦争・戦後の県政と県民

### 第一節 日露戦争下の体制

#### 一 戦争と県民の動静

県民の一つ 「子供を産んでも二十歳までは預り子と同様、身体が丈夫なら兵隊にとられて殺される」、こんな話をしてい  
の戦争観 たのは、中郡大磯町の東海道沿いの海岸辺りにある伊藤博文の別荘滄浪閣近くの茶店の老婆である。時は一九

〇四（明治三十七）年十月十三日、日露戦争のさなか。この話しを耳にしたのは社会主義の伝道行商にでた平民社の小田頼造  
・山口孤剣の二人である（『平民新聞』明治三十七年十月二十三日付）。

この年の二月十日、日本はロシアにたいして宣戦を布告した。しかし、日本が開戦にふみきるにあたって、元老、政府、陸  
海軍の中枢部が大きな不安にかられていた事実は、谷寿夫『機密日露戦史』をみてもあきらかである。前年末、ロシアとの外  
交交渉が暗礁に乗りあげ、桂内閣は、陸海軍にたいして何時でも「出兵差支え」のないよう準備の手はずを命じていたが、戦  
費をまかなう財源の確保という深刻な問題で、欧米諸列国との円滑な関係をどう維持するか苦慮していた。とにかく、日本  
は、戦争をまかなう費用の多くをイギリスとアメリカに頼らざるをえないかっこうで、戦闘にふみきっていったのである。し

かも、海軍は仁川と旅順で緒戦を飾り、陸軍も五月には朝鮮と満州（現在 中国東北部）の境を流れる鴨緑江を渡って、ロシア軍の抵抗を排除して進撃し、鳳凰城まで達し、いちおう、第一戦を飾ることはできた。けれどもその後、日本軍は、金州の戦鬪、夏から秋にかけての遼陽の戦い、旅順攻略において、銃弾は欠乏し、将兵の死傷者も増加するにつれ、戦局は予断を許さなくなった。

それだけに、開戦前後における「露国討伐論」にわく世論を背景に、足柄下郡小田原町（現在 小田原市）助役片岡永左衛門の『日記』にあらわれてくるような光景、すなわち、出征軍人の見送りに町内の家々では国旗を掲げ、「送出征軍人」「送征露勇壮軍人」等々の幟のぼりを押し立てて国府津駅に二千人余も参集した（『明治小田原町誌』下）という戦争熱とは異なる雰囲気がかもしだされていた。さきの老婆の口をついてでたつばやきは、民衆の日露戦争を受けとめる感情の一端を代弁していたといえよう。

しかも、県内では、開戦の年の八月末までに六千三百三十一名にのぼる将兵が応召を受けていた。ちなみに、この戦争期間中動員された総数は一万六千六百十三名、戦病死者は千四百五十七名になっている。これらの応召軍人をだした家族のうちの多くが、あとで述べるように神奈川県戦時軍人家族救護金のもとに組織されたさまざまな団体の救護を受けなければならなかった。とくに、中郡、足柄下郡、鎌倉郡では半数以上にわたり、県下全体では四〇割に達していたほどである。家族は戦場での肉親の安否を心配し、生活や生業のうえて苦境に立っていた。

### 新聞と戦況

当時、人びとは戦争にかんする情報を、『貿易新報』（明治三十七年十月三十日付）の「東西南北」が指摘しているように、挿絵さしえいりて迅速に戦況を伝える新聞によって入手していた。開戦以来、『横浜貿易新聞』（この年七月から『貿易新報』に改題）は、たとえば中国、シベリアに精通しているF・アールウアードルの談話を伝え「露国速に敗れ



明治37年10月29日付『貿易新報』

泉史編集室蔵

ん」(明治三十七年四月三日付)という記事を掲げるとか、旅順の陥落後はロシアは窮地におちいるであろうというロシア参謀本部づきの将校数名の戦争観を紹介したフランスのフィガロ新聞の内容を「露国参謀部の戦争観」(明治三十七年五月十二日付)の見出しで掲載し、戦局が日本に有利でかつ正当であるという印象を植えつけながら戦争熱をあおっていた。と同時に、「いくさばなし」というコラム欄(明治三十七年十一月二日付)で、ロシア軍はどの戦いをとっても日本軍より優勢であり、今後、「純露兵が繰出せば日軍も骨が折れるであらふ」というような、日本にとつてかならずしも穏やかでないニュースを、ロンドン・デリー・エキスプレスからとって記事にしたりしていた。その意味では、日本にとつて不利な情勢をそれほど隠しだしてはいない。このへんが、当時のこの新聞報道のおもしろさでもある。

こうしたなかで、『横浜貿易新聞』(明治三十七年六月十四日付)の「出征下士卒の状況不明に苦しむ」という小見出しで報じられた記事は、多くの人びとに不安をもたらしたに違いない。それは、日本軍がはじめて大量の死傷者三千五百名以上をだした金州攻撃にまつわることからで、出征者をだした家族は、「自家出身者の身の上を気遣い」ながらもその

第2章 日露戦争・戦後の県政と県民

第5表 郡市別応召軍人数と軍人家族救護の状態

1904年8月末日現在

郡市別	町村数	応召員数 (A)	助金による 救受者数 (B)	地方団体に よる救護者 数 (C)	B+C A (比率)
横浜市		1,320		583	44.2
久良岐郡	5	203		32	15.8
三浦郡	15	624		147	23.6
鎌倉郡	16	481	2	247	51.8
高座郡	23	815	12	337	42.8
中郡	28	962	14	551	58.7
足柄上郡	19	447	1	81	18.3
足柄下郡	24	589	3	322	55.2
愛甲郡	11	425	4	95	23.3
津久井郡	14	265		56	21.1
計	155	6,131	36	2,451	40.6

- 1) 横浜連隊区「明治三十七年八月卅一日応召軍人家族救護ノ状況調査」『資料編11近代・現代(1)207』所収から作成
- 2) 救護者への救護内容は金円物品または労力提供のすべてをふくむ。なお、橋樹郡、都筑郡は不明

安否を知る手がかりがないという心労を伝えている。同紙は、この件について、横浜出身の斉藤林蔵軍曹の例をとりあげ、斉藤の場合、彼の友人が横浜商業学校長に寄せた書信によって、負傷して野戦病院に横たわっている事実があまりかになつたと述べ、こういうありさまであるから「此際其筋にても相当の配慮」をつくすべきことを主張していた。

戦地における親族、身内の安否を気づかう声は大きく、ましてや、「戦死」という決定的な知らせに接したときは、「親族知己打寄り悲嘆に暮れ居る」という状態である。

遼東の野辺に匂ひし尚武花

この句は『横浜貿易新聞』（明治三十七年六月三日付）に紹介されている横浜市保土ヶ谷の鈴木中尉が書き残した遺芳である。二通の書面と、菖蒲しょうぶのような白と紫の交じつた花にそえた句をまゑに、遺族たちは涙にむせび、こういう悲しい情景は戦局が拡大するにつれ、県域のあちこちに重い影をおとっていた。

このような雲囲気は、翌年の六月の末、中郡長白根鼎三が、徴兵適齢者のなかには召集をかけられるのではないかと推測し、從事している職業を投げださざるをえないとか、縮小しなければならぬと思ひこみ、「悲境ニ陥ルノ覚悟ヲナス向モ不韌候」とにがりきつた報告書（中郡役所「中庶第三二六号」）をだしていた、

第6表 郡市別慰問状および贈与金調  
1904年12月31日現在

種別 郡市別	慰問状	贈与金付 慰問状	贈与金額
横浜市	1,700	574	1,722円
久良岐郡	220	40	80
橘樹郡	650	329	658
橘都筑郡	600	102	204
三浦郡	1,200	232	464
鎌倉郡	450	162	324
高座郡	900	354	708
中郡	550	506	1,012
足柄上郡	370	193	386
足柄下郡	420	308	616
愛甲郡	310	97	194
津久井郡	300	64	128
計	7,670	2,961	6,496

1) 神奈川県知事官房『戦時後援誌』(1906年刊)から作成

小額の金を貯えての寄付もかなりふくまれていた。

また、横浜市山手町にある横浜紅蘭女学校の生徒は、貿易新報社が出征軍人防寒用物品の蒐集に着手したのをきっかけに、毛糸で防寒用襟巻を編み、六十二点を寄付した。さらに、愛国婦人会神奈川県支部では、靴足袋二千六百七十二足を、仏教戦時伝道会は、小冊子『独立の精神』百五十部、『軍人の修養』千二百八十五冊を陸軍恤兵部に寄贈していた。

このように、戦場の将兵たちを支援する個人、団体あるいは職場での「恤兵寄贈」の活動の過程で、どの程度の支援がおこなわれていたか、その一端を、神奈川県戦時軍人家族救護会であつかった一九〇四年中の分を、神奈川県知事官房『戦時後援誌』からとりだして示すと、第六表のようになる。

そのなかに確実にとらえることができる。

#### 戦争を支える動き

県民のなかに厭戦気分が地をほうようにひろがる一方、もちろん、戦時体制を固めようとする戦争協力の動きも活発をきわめていた。一九〇四(明治三十七)年の秋から翌年にかけての動向を『貿易新報』からひろいあげてみると、個人の活動としては、横浜市の中山新平が市役所をへて陸軍恤兵部へ手ぬぐい百反千筋代金五十五円を寄贈したような「個人の恤兵寄贈」が目だつ。この献金あるいは恤兵寄金のなかには、『貿易新報』(明治三十七年十一月二十三付)の「東西南北」でふれているように、貧しい人びとが三銭、五銭という

第2章 日露戦争・戦後の県政と県民

第7表 郡市別出征軍人家族への贈与金調

1905年12月31日現在

種別 郡市別	7月贈与分		12月贈与分		計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
横浜市	578人	1,156円	570人	1,140円	1,148人	2,296円
久良岐郡	11	22	16	32	27	54
橘樹郡	216	432	218	436	434	868
都筑郡	95	190	61	122	156	312
三浦郡	307	614	241	482	548	1,096
鎌倉郡	133	266	114	228	247	494
高座郡	454	908	318	636	772	1,544
中郡	517	1,034	533	1,066	1,050	2,100
足柄上郡	146	292	144	288	290	580
足柄下郡	262	524	196	392	458	916
愛甲郡	87	174	84	168	171	342
津久井郡	50	100	48	96	98	196
計	2,856	5,712	2,543	5,086	5,399	10,798

- 1) 神奈川県知事官房『戦時後援誌』(1906年刊)から作成  
 2) ここにかかげた数字は1905年7月および12月分のものである

この活動の財源は、一万四千六百七十四円八十銭で、そのうち会員の<sup>寄付金</sup>は千五百四十円で、大部分の一万二千八百八十六円十一銭は寄付金で、残りの二百四十八円六十九銭は利子収入となっている。さきにかかげた贈与金の六千四百九十六円は、この収入金のなかから支出されているわけで、残りは、印刷費、通信運搬費、事務取扱費を差し引いて、八千二十円一銭を銀行預けにしていた。

この事例からみても、神奈川県戦時軍人家族救護会が、戦争協力をひろく呼びかけながら、活発な活動をくりひろげていることがわかる。

また、この戦時軍人家族救護会は、翌一九〇五年にはいと、一万七百九十八円九銭を出征軍人家族に贈与金としてあて家族救護に重点をおく活動を展開していった。贈与金の内訳は、第七表にかかげたとおりであるが、その収入源は前年度銀行預金を繰越して今年度の会費<sup>入金</sup>二千九百六十五円、寄付金五千六百三十円二十八銭、利子四百五十二円八十三銭、入金百九十円を合わせた一万七千二百五十八円十二銭である。そして、贈与金のほか諸経費を差し引いた残金六千三百四十円三銭は、『戦時後援誌』によると、戦後の話ではあるが、軍人遺族ならびに傷病者のうち、生活困窮者に贈与す

る資金にあて、そのために調査を進めていたという。

### 「戦時」づくり のネットワーク

神奈川県戦時軍人家族救護会の贈与金は一人当り二円の計算になるが、この額の多寡についての判断は別の狙いはみのがすことができない。

しかも、県単位のこの団体の組織化にともない、郡、市、町村にさまざまな規模の奨兵義会、尚兵義会、報国会と、その名称は異なるが、戦時体制を支える機関が、すくなくとも百五十以上は存在していたのである。こうした機関を通じて、県民の多くは、表向きは日露戦争への協力にかりだされていた。

なかでも、積極的な活動を進めていたとみなされる三浦郡奨兵義会は、日露戦争がはじまる前の一九〇三年十二月の末に設立され、事務所を三浦郡役所内におき、郡内の十五か町村にそれぞれ支会を設置し、郡内の軍人の優待、陸海軍への志願者の奨励、地域における尚武思想の振興を目的にかかげていた。事業としては、(1)入営、満期帰郷の軍人の送迎慰労、(2)現役または出征軍人の留守家族で生計困難な者への一か年二十円以内の金品の寄贈による生計援助、(3)戦病死した際の葬儀にあたり遺族にたいして五円以内の弔慰金と弔詞の贈呈、傷痍疾病のため除隊になったときにこれを慰問し三円の贈呈、(4)出征・凱旋軍人の送迎と餞別せんべつもしくは慰労の金品の贈与、(5)志願兵の勧誘と便宜の提供となっている。これらの綱領・事業内容にそくして、三浦郡奨兵義会は、事業の督励指導にあたり、入退営の軍人送迎、軍人家族生計困難者の救護などは支会の事業に移していき、かなりの実績をあげていった。

こうした動きは、大同小異の差があるとはいえず、県央から県西にかけての中郡報国会や足柄上郡尚兵義会をはじめ郡市単位に設置されている団体にほぼ共通している(神奈川県知事官房『戦時後援誌』)。しかも、これらの諸団体が尚武思想の実行と育

成をかねた出征軍人家族の救護活動をくりひろげていたからこそ、経済的にも沈滞気味で社会のすみずみに戦争への不安と疑念が流れていた戦時下の地域をからくも戦時色で彩ることができたのである。

## 二 戦時行政の展開

**町村での「軍国事務」の実情** 日露戦争を推し進めていくうえで、県知事は政府の意向を受け、県域全体にわたって県民を戦争協力にかきたてる戦時行政をきめ細かく打ちだしていかなざるをえなかった。

この動きを町村の立場からとらえなおしてみると、いっそう鮮明に浮かびあがってくる。いま開戦当時の事情を、高座郡相原村（現在相模原市）の助役相沢菊太郎の記録でたどってみることにする。

二月六日 未明より役場へ行く、動員令にて全員召集事務を為し半引なれども夕方迄居る

二月十日 此日役場にて恤兵相談の為め村会を召集

二月十六日 朝より役場へ行き五時退出夫より瑞光寺へ行き恤兵金抛出の件を惣代人と相談す

二月二十三日 朝より役場へ行く、此日正午郡長来る、高等学校にて日露開戦の次第より軍資必要に關する意見をかねて招集し置きたる人々に説話

三月三日 朝音一郎を連れ加城氏外数名と横浜会館へ行き海軍志願兵検査場へ参列す

三月五日 朝より役場へ行く、途に本宅へ立寄国庫債券五百円申込書及保証金拾円を預り収入役に一時預け入る

三月六日 此夜十一時頃郡役所より召集の飛脚来りしとて兵作来る、依て直に行く、此時村長泊り居り二人にて充員及



相原村役場に掲げられている相原郷軍人会の看板  
相沢栄久氏蔵

馬匹徴発諸用を整理し朝一寸帰宅す（『続々相沢日記』）

日露戦争勃発時から三月にかけての戦争にかかわる村役場での処務の一端をひろいあげてみたが、この淡々たる記述のその裏側に、「恤兵」、「恤兵金」、「国庫債券問題」、「召集」事務、「馬匹徴発」の案件処理などをめぐる行政事務が多忙をきわめはじめた雰囲気ふんいきをそれとなくとらえることができる。そして四月にはいると、この村では、小山の天縛神社境内で戦勝祈禱会せんしょうきとうかいを開いたり、瑞光寺で兵士健全祈禱会をもったりして、戦時気運をつくりあげ、さらには入営、出征兵士の歓送、麦の徴発事務や作業など、役場の仕事は戦時行政を中心に組み立てられていた。

当時、「軍国事務」と呼ばれたこのような行政事務は、どこの市町村でも同じように繁忙をきわめていた。たとえば、足柄下郡小田原町の役場では、開戦の詔書がだされる前から、陸海軍の「充員召集令状」の受領と交付の手續きとか、各区長を招集して出征軍人家族の扶助とか慰問の件を協議し、加藤定通町長を長とする委員会を組織して、はやくも義捐金ぎえんきんの募集とか、出征兵士家族の慰問の案件を具体的にとりあげ、出征家族の慰問を開始していた（『明治小田原町誌』下）。

ところで戦争の開始とともに、その反面、県費、郡費、市町村費の緊縮の通達がだされ、三月の臨時神奈川県会では、県予算を削減したのにならって、小田原町でも、町会議員実費ならびに常設委員報酬実費を廃止し、下水溝渠改良工事なども中止して町費の緊縮をはかったように、いちはやく戦時行政の態勢をととのえていった。

## 戦時体制の足固め

「軍国事務」のうち、ここでとりわけ注目しておかなければならないのは、神奈川県戦時軍人家族救護に送りだされていく将兵の留守家族を援助する手だてを行政面から保証していこうとしたのは、日露戦争下の戦時行政の特徴の一つである。「神奈川県戦時軍人家族救護会規則」（清川村役場『明治二十八〜四十一年町村長会共議案綴』）をみると、会の目的は、「日露戦役中、神奈川県下現役及応召軍人ノ家族ヲ慰問救済」することであり（第一条）、したがって、出征軍人の「隣保又ハ各都市町村救護団体ノ力」で家族を慰問救済することができないうちに、戦時軍人家族救護会が肩代りする使命をおびることを明記し（第二条）、あわせて、余力があるときは、他府県の「現役及応召軍人ノ家族ヲ救護」することを規定している（第三条）。この救護会の組織化にあたって、県が、画餅<sup>がびい</sup>におちいらぬようにいかに苦慮しているかは、まず、戦時救済事業行政ともいへべきこの救護会規則の基本原則に縦割り行政を掘りさげるとともに横割り行政を織り合わせていることからもうかがえよう。

また、県知事を会長とするこの会の事務所は神奈川県庁におき（第六、七条）、郡市長を支部長とする支部を各都市ごとに設置し（第五条）、会員は、「毎月一円以上ヲ出金シ又ハ毎年十円以上ヲ前納スルモノトス」（第八条）という会の組織だてと会員の献金を厳格に義務づけ、さらに、会の事業と収支計算を半年ごとに「公告」することをうたっていること（第一〇条）は、当初からこの会に実質的な機能をあたえ出発させようとしていたことがうかがえる。ちなみに、県の救護会の会員は、一九〇四（明治三十七）年末には、会員献金額から推定して約千五百名、翌年末には約三千名に達したとみてよい（『戦時後援誌』）。

ところで、ここでさらにみのがしてならないのは、召集を受けた下士官、兵卒の家族が生活のうえて困難におちいったときには、相互扶助ののっとって「共同体」ぐるみで援助する方針をとり、町村費からはぜったいに支出しないというたてまえを

とっていたことである。このことは、開戦直後の二月二十日付で中郡役所をとおして郡下各町村役場にあてた通牒でもあきらかである。その通牒（「中庶第六二四号」）には、「下士兵卒ノ家族中糊口ノ資ニ窮ス者」にたいして、「国民報効ノ一端トシテ隣佑相済ヒ共同相扶クルノ誼」により、「相当救助ノ途ヲ立ツルコト最モ時宜ニ適スルノ措置」であるとのべ、町村費から支出することはまかりならないと厳禁している。この通牒は、まぎれもなく戦時体制を下から強力に支えていかなければならないという発想にもとづいていることは間違いない。

しかも、いま、大磯町役場の『日露事変書類』をみると、県は郡役所をつうじて四月のはじめに、出征軍人および家族救護にかんする団体活動の実情の報告とか、あるいは目下準備もしくは協議中の町村では、とりいそぎ救護方法を講じ、実施に移したさいにはその内容を報告するよう指令していた（中郡役所「中庶第一三五二号」）。そして、救護方法の基準として、きめ細かい別紙をこの通牒にそえていたのである。その大筋をひろいあげてみると、(1)町村に「出征軍人家族救護会」を設置して、村落単位に「救護会委員」をおくこと、(2)働き手が召集され、生活困難におちいった家庭にたいしては、その村落の成年が順番に出征者に代って労務に従事し、また、共同小作地を休日を利用して耕作したり、月一回漁業にでて、残余の収穫物や利潤を寄贈せしめ、さらに、町村救護会が中心になって救護資金を日掛けなどによって集め、毎月一円以上の金を寄贈したり、衣服・食料品、学用品などの寄付をつのりこれを配付する手段などを講ずること、(3)町村長は毎月各家族を慰問し、その状況を視察のうえ、村落や町村救護会の救護を督促すること、などとなっている。またこのほかに、応召家族の児童の授業料の免除、非就学者への就学督促とそのため物的手だてを講じたり、町村救護会と郡救護会との連絡強化などについて指示している（資料編11近代・現代(1)二〇五）。

しかも、それだけではない。『明治小田原町誌下』でもあきらかなように、開戦時、小田原町の医師会では、協議のうえ、「出

出征軍人<sup>けんぞう</sup>眷族<sup>けんぞく</sup>に対し無料診療」することを決定し、この決議録を町長に提出して、自発的に出征軍人の親族を援助する動きもいはやくあらわれていた。

出征軍人家族への救護方法を行政の場などをつうじてこのように町村の底辺から生みだそうとしていた事情は、「内訓第九号」にもあきらかなように、この戦争が「未曾有ノ事件」であるという認識にもとづき、「軍国士氣ノ振興」をなんとしたかめなければならなかったからである。

**戦費調達**の 一九〇四（明治三十七）年四月、応召を受けた下士官兵卒の家族救助に関連して、出征兵士をだした家族は、**心がまえ**

「応召者ノ非常勞苦」を察して、なおいっそう仕事にはげむこと、家族が困窮したさいには親族や知人がその救護にあたり、さらに、近隣の諸団体の援助が必要になってもその力がおよばないときに、はじめて国家が救助の手をさしめることを強調していた。

しかも、国は、県・郡をつうじて、さらに「施与的救助ヲ為ストキハ惰民助長ノ弊ヲ生スベキ虞<sup>おそれ</sup>」がないようつとめて「独立自営」の途をとらしめるような「心得事項」を各町村長に通達していた（資料編11近代・現代(1)二〇五）。

国家が音頭をとり、応召軍人家族の救助を地域をとおして支えていこうとする基本原則に立っていること、「惰民助長ノ弊」をぜったいにはびこらせまいよう戒めていることは、また、別の点からみれば、戦争体制の土台を固めながら、戦争遂行の経済的、財政的能力をどうしてもたかめなければならぬという考えかたに立っての布石であつたともいえる。

事実、その間の事情については、開戦後の地方長官会議、県下郡市長会議をつうじて各郡町村長会での通達のなかに浮きぼりにされている。いま、中郡町村長会における中郡長白根鼎三の「演達要領」でとらえてみると、まず、もっぱら「戦時中国庫ノ税源」を涵養するために、まえにのべたように、地方財政の緊縮をはかり、そのために、府県税の賦課制限法、市町村そ